

				高度難聴用箱形	あるいは90デシベル未満であるが語音明瞭度が低下し標準型では会話の聴取が困難な者には高度難聴用が適応となる。
				標準型耳掛形	補聴器により会話あるいは音の聴取が可能で、就学や就労等により箱形ではコードが邪魔になる者等が適応となる。なお、装用耳の聴力レベルが90デシベル以上の者、あるいは90デシベル未満であるが語音明瞭度が低下し標準型では会話の聴取が困難な者には高度難聴用が適応となる。また、高度難聴用耳掛形を使用する者で、一齊授業のように遠いところからの会話を聴取する必要のある場合は、FM型の適応となる。
				高度難聴用耳掛形（含むFM型）	
				挿耳形（レディメイド）	耳介の欠損や変形等により耳掛形の使用が困難な者が適応となる。なお、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な場合は、オーダーメイドとなる。
				挿耳形（オーダーメイド）	
			骨導型	箱形	耳漏が著明の者、又は外耳道閉鎖症等を有する者で気導型の使用が困難な者で、箱形を希望する者が適応となる。
				頭鏡形	気導型の使用が困難で、就学や就労等により箱形ではコードが邪魔になる者が適応となる。
備考：気導型の箱形あるいは耳掛形を使用する者で、外耳道の変形等により既成の耳栓では適合しない者には、付属品としてのイヤモールドが必要となる。					
人工喉頭	音声・言語障害	無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な状態	電動式		疾病により喉頭を摘出した者、发声に關与する筋肉に麻痺が生じた者等で、发声困難な者が適応となる。現在では電動式が多く使用されており、笛式はほとんど使われていない。笛式は、長年笛式を使用して、電動式への変更が困難な者が適応となる。
			笛式		
尿尿器	膀胱機能障害	排尿のコントロールが困難な状態 尿路変更のストマを造設した状態	男性用		二分脊椎による神経因膀胱で排尿のコントロールが困難な者、又は尿路変更のストマを造設し、カテーテルを使用している者等が適応となる。なお、性別により男性用と女性用がある。
			女性用		
備考：膀胱機能障害では身体障害手帳に該当しないが、脊髄損傷等による下肢機能障害等の隠伴症状として神経因膀胱による排尿のコントロールが困難な者は尿尿器の適応となる。					
ストマ用袋 具	膀胱機能障害 直腸機能障害	ストマを造設した 状態	蓋便袋 蓄尿袋		人工肛門のストマを増設した者が蓄便袋の適応となり、尿路変更のストマを造設した者が蓄尿袋の適応となる。

- エ 市町村はその措置した結果を身体障害者更生相談所に報告する。また、申請者は交付（修理）券を補装具製作業者に提出し、製作を依頼する。
- オ 補装具交付（修理）券の提出を受けた補装具製作業者は、身体障害者更生相談所の処方に基づき身体障害者更生相談所の指導を受けて製作を開始し、仮合せ、完成の適合判定を受ける。
- カ 身体障害者更生相談所は適合判定の結果を市町村に通知する。補装具製作業者は適合判定を受けた補装具を申請者に納品し、補装具交付（修理）券に記載された自己負担額の支払いを申請者から受ける。
- キ 納品した補装具製作業者は、自己負担額を差し引いた公費負担額を市町村に請求し、市町村は製作業者に公費負担額を支払う。
- 以上的手順を「補装具給付事務の流れ」として示す（図1－6）

(7) 補装具交付及び修理の判定

身体障害者更生相談所の職員は的確な判定を行うために通知等の事務規定、補装具の基本構造や用途等を熟知するとともに補装具に関する技術の進歩、研究開発の成果等を常に把握していなければならない。身体障害者更生相談所は、「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」（昭和48年6月16日 厚生省告示第171号）及び「補装具給付事務取扱指針」（平成12年3月31日、以下、「取扱指針」という。）を参照しながら判定を行うこととなる。

ア 新規交付の判定方法

補装具の種目によって身体障害者更生相談所の判定が必要な補装具と身体障害者更生相談所の判定を要せず市町村で給付が可能な補装具がある。判定機関別の判定等の方法と補装具の種目を表1－6に示す。

(ア) 身体障害者更生相談所の判定が必要な補装具

判定の方法としては、身体障害者更生相談所が申請者に直接関与して社会環境上の調査や医学的判定を行う直接判定と、申請者に直接関与しないで補装具給付意見書（様式例第6号）に基づく判定でも可能な文書判定に区分することができる。

身体障害者更生相談所の直接判定を要する補装具は、義肢、装具、座位保持装置、車いす（オーダーメイド）及び電動車いすである（表1－6のa）。取扱指針では基準外補装具の判定方法について記載がないが、基準外補装具の判定の重要性から直接判定が必要である。

身体障害者更生相談所が文書判定でも判定が可能とされる補装具は、弱視眼鏡、補聴器、車いす（レディメイド）、及び頭部保護帽（オーダーメイド）である（表

図1-6 補装具給付事務の流れ

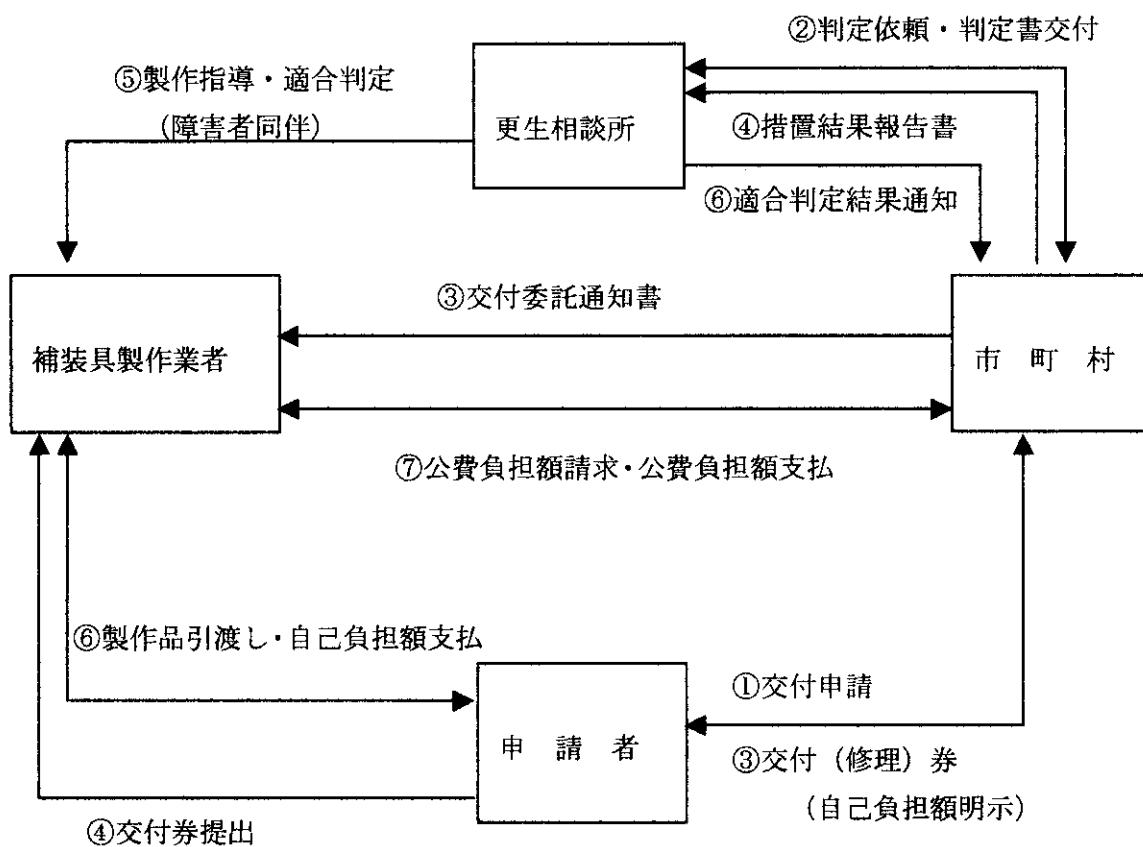


表 1-6 判定機関別の判定方法等と補装具の種目

a 更生相談所の判定が必要な補装具										
判定方法	補装具の種目									
	義肢	装具	座位保持装置	眼鏡(弱視眼鏡)	補聴器	車いす	電動車いす	頭部保護帽	紙おむつ等	基準外
直接判定	○	○	○			○(オーダーメイド)	○			○
文書判定				○	○	○(オーダーメイド)		○(オーダーメイド)	○	

文書判定の補装具とは、補装具給付意見書に基づく判定でも可能な補装具である。この表の紙おむつ等は、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿苦しくは排便の意思表示が困難な者に対する給付である。

b 市町村で判定できる場合は身体障害者更生相談所の判定が不要な補装具										
判定方法	補装具の種目									
	義眼	眼鏡(矯正眼鏡)	眼鏡(遮光眼鏡)	眼鏡(コンタクトレンズ)	人工喉頭(苗式)	手押し型車いす(レディメイド)	歩行器			
文書判定	○	○	○	○	○		○			○

文書判定の補装具とは、補装具給付意見書に基づく判定でも可能な補装具である。

c 市町村で身体障害者更生相談所の判定を要せず交付できる補装具										
補装具の種目										
盲人安全つえ	眼鏡(色めがね)	点字器	人工喉頭(電動式)	頭部保護帽(レディメイド)	収尿器	ストマ用器具	紙おむつ等	歩行補助つえ		
○	○	○	○	○	○	○	○	○		

この表の紙おむつ等は、ストマ周辺の皮膚の著しいびらん、治療によって軽快の見込みがないストマの変形のためストマ用器具を装着することができない者又は先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排便機能障害又は高度の排便機能障害者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害者に対する給付である。

歩行補助つえ(つえを除く)以外の補装具は、市町村が身体障害者診断書・意見書で判断できる場合、補装具給付意見書に代えて身体障害者診断書・意見書に基づいての判定ができる。

1-6のa)。

また、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者に対してストマ用装具の代替物として紙おむつ等を給付する場合、身体障害者更生相談所の判定が必要となる（平成13年6月18日付け障第259号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準に係る完成用部品等の指定等」）。このストマ用装具の代替品としての紙おむつ等については、消耗品で社会環境上の調査の必要性も希薄であるため補装具給付意見書に基づく判定（文書判定）が可能となる。

直接判定を行う補装具の医学的判定は基本的に身体障害者更生相談所の専任医師が行うが、身体障害者更生相談所の組織、設備条件等で不可能な場合、15条指定医又は、身体障害者福祉法第19条の2第1項に基づく更生医療機関において当該医療を主として担当する医師の中から関係医療学会等の意見に基づいて選定した嘱託専門医に委嘱することになる。

また、重度の障害者又は遠隔地に住む者等の利便を考慮する必要があるときは、特に選定した専門医に委嘱することができる。重度の障害を持つ者や遠隔地に住む者は、身体障害者更生相談所が委嘱した専門医のいる医療機関で医学的判定を受けることになる。身体障害者更生相談所は、あらかじめ委嘱した専門医のいる医療機関が発行した処方箋等に基づき要否処方判定を行い、適合判定の結果についても報告を受けることになる。重度の障害者や遠隔地に住む者等であっても、医学的判定に加えて社会環境上の調査が極めて重要となる電動車いす、電動義手、基準外補装具については、身体障害者更生相談所の直接判定が必要となる。

身体障害者更生相談所が文書判定でも可能と判断した補装具や、次項で述べる市町村が身体障害者更生相談所の判定を要せず交付できると特に定められた補装具は補装具給付意見書により医学的判定や交付の決定を行うが、この意見書を作成する医師は、15条指定医又は、身体障害者福祉法第19条の2第1項に基づく更生医療機関において当該医療を主として担当する医師の中から関係医療学会等の意見に基づいて選定した専門医や公的機関が実施する補装具判定医師研修を終了した者等十分な専門知識、技能及び経験を有する医師に限定されている。

身体障害者更生相談所において補装具給付意見書に基づく判定でも可能とされている補装具の判定は、直接判定にするか、補装具給付意見書による文書判定にするか、身体障害者更生相談所の裁量に任せられており、十分な判定機能を有し、補装具給付意見書では適正なものが給付されないと判断する場合、直接判定となる。

また、身体障害者更生相談所が補装具給付意見書に基づく判定でも可能な補装具や市町村が判定できる補装具であっても、申請者が補装具給付意見書を提出することに代えて、身体障害者更生相談所での判定を希望する場合は、直接判定での対応となる。

(イ) 身体障害者更生相談所の判定を要せず市町村が交付できる補装具

身体障害者更生相談所の判定を要せず市町村が交付できる補装具は、市町村が補装具給付意見書で判定できるため、身体障害者更生相談所の判定を要しない場合と、そもそも身体障害者更生相談所の判定が不要な場合である。

市町村が補装具給付意見書で判定できるため、身体障害者更生相談所の判定を要しない補装具は、義眼、矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、人工喉頭（笛式）、手押し型車いす（レディメイド）及び歩行器である（表1-6のb）。これらの補装具は市町村が判定できない場合、身体障害者更生相談所の判定が必要となる。

また、市町村が、身体障害者更生相談所の判定を要せず交付できる補装具は、盲人安全つえ、色めがね、点字器、人工喉頭（電動式）、頭部保護帽（レディメイド）、収尿器、ストマ用装具、紙おむつ等（脳原性運動機能障害者以外の者に対する紙おむつ等）及び歩行補助つえである（表1-6のc）。身体障害者更生相談所の判定を要しない補装具で歩行補助つえ（つえを除く）以外の補装具は、障害と補装具の適合性が容易であるので、市町村が身体障害者診断書・意見書で判断できる場合、補装具給付意見書に代えて身体障害者診断書・意見書に基づいての給付ができる。

イ 身体障害児への補装具給付判定

18歳未満の児童の場合は、原則として指定育成医療機関又は保健所の医師の作成した補装具給付意見書によって市町村が判断し給付する。ただし、盲人安全つえ、色めがね、点字器等の補装具（表1-6のc）の給付に際しては、補装具給付意見書が必要となる。脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な児童に対する紙おむつ等は、指定育成医療機関又は保健所の判定による給付となる。身体障害者更生相談所は身体障害児の判定は行わないが、市町村から身体障害児に対しての補装具の構造、機能等に関して技術的助言を求められた際は、応えなければならない。現状における児童補装具をみると業者任せの給付のため適合の悪い事例がみられ、今後、身体障害者更生相談所は積極的に専門的判定にかかわっていくことが必要である。

ウ 納付判定に際しての主な留意事項

納付判定に際しての主な留意事項は次のとおりである。

(7) 他法優先

他法で活用できる制度を確認し、他法が活用できる場合は、当該制度での申請を説明する。

(イ) 差額自己負担による給付

身体障害者更生相談所の判定を満たす場合に限り、申請者が希望するデザインや材質等により基準額を超える場合は、基準額との差額を申請者が負担することにより給付は可能である。軽い材質のものや付加機能がついたもの等を希望する場合等が考えられるが、使用が趣味に限定されるものや、あまりにも高額なものは除外される。差額負担での給付に際しては、市町村への連絡が必要になる。

なお、型式等が基準にある補装具であっても身体障害者更生相談所の判定を満たしていないければ差額負担による給付とはならない。耳掛形補聴器の判定がでたにも関わらず、差額負担で挿耳形補聴器を給付することはできない。

(ウ) 併給

原則は1種目1個とされているが、教育上、職業更生上等の理由によっては2個以上の交付もあり得る。義手については、職業や生活上の理由で、能動式、作業用、装飾用のうち2本の給付も考えられる。車いすは、必要により室内用とそれ以外として2台給付できるが、この判定にあたっては機械的に行うことなく、室内の使用環境等その必要性や有効使用等について慎重に検討する。また、室外の移動を目的に電動車いすを、屋内での利用を図る上で、手押し型車椅子の併給が考えられるが、車いすの2台給付同様慎重な検討が必要となる。

(エ) 耐用年数

補装具の種目ごと、部品ごとに定められた期間はあるが、申請者の障害の状態、生活の状況等により相当の長短があるため機械的に判断することなく実情に沿うよう十分な配慮が必要となる。

(オ) 使用条件

補装具を使用する目的、使用環境、使用頻度、使用時間等について調査して、有效地に使用できるのかを確認する。これらについては、市町村でも調査をしているが、追認することなく専門的な立場から、新たな観点にたって調査を進めていくことが必要である。

エ 再交付、修理の判定

再交付や修理に際しては、特に医学的判定を要しない場合があるとされているが、具体的にどのようなものが判定を要するか要しないかの判断は、身体障害者更生相談所の裁量に任せられているので、再交付、修理についても身体障害者更生相談所が積極的に関与すべきである。関与の方法は補装具の種目や製作内容によって異なってくるが、以下のような方法が考えられる。基本的な障害の状態に変化がなく前回と同一のものを製作する場合は適合判定のみを身体障害者更生相談所が行う。障害の状況に変化があり前回交付のものと同一のもので対応できないと判断する場合は処方の段階から関与する。ソケットの形状や完成用部品が年々改良開発されている義足については処方から関与する。同一規格の部品の交換や軽微の修理については、身体障害者更生相談所の判定は要しない。身体障害者更生相談所は市町村に対し、あらかじめ判定を要するか要しないかの判断の仕方について、具体的に周知させておく必要がある。

なお、一般的に判定を要しないとされたものでも、市町村において判定が必要と認められた場合は、判定を行わなければならない。

オ 判定書の記載内容

判定書には、医学的判定として障害の具体的状況と補装具の交付または修理に関する意見を明記する。必要とする補装具の名称、または修理項目を記載するとともに、処方として型式、基本構造、完成用部品、付属品などを記入する。補装具の名称、型式、基本構造、完成用部品、付属品等は、判定書の記載に代えて補装具処方箋を判定書に添付することもできる。補装具処方箋の様式は様式例第4号（様式（1）～（5））を用いる。判定書や処方箋は交付される補装具がそれによって製作を開始できる程度の詳しいものでなければならない。また、必要に応じて市町村に対する製作上及び給付上の注意事項も記入する。

判定書には補装具を使用した場合の使用効果見込及び価格の概算も記入する。価格は、補装具の種目受託報酬の額等に関する基準に定める使用材料、工作法または基本構造、完成用部品、付属品によった場合の最高額として定められているものであるから、各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案の上、面一的な価格の決定を行うことのないよう留意する必要がある。

以上の記入が終わったならば、最終的な結論を総合判定として記載する。判定書は、身体障害者規則別表第1号の別添様式による。

【補装具給付事務取扱指針】

第1 基本的事項

2 関係各法に基づく補装具給付との適用関係について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）以外の関係各法の規定に基づき補装具の交付等が受けられる者については、当該関係に基づき給付等を優先して受けるよう取り扱うものであること。

第2 具体的事項

1 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準の運用について

(1) 受託報酬の額及び諸費税の取扱い等について

補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和48年厚生省告示第171号及び同第187号。以下「告示」という。）の別表に定める価格は、別表の主材料、工作法又は基本構造、付属品等によった場合における上限の価格として定められているものであり、交付決定に当たっては、各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案のうえ、画一的な額の決定を行うことのないよう留意する必要があること。（以下略）
(4) 補装具の交付数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個を交付することができる。この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求める。

(5) 耐用年数は、通常の装用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、交付を受けた者の作業の種類又は障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再交付の際には実情に沿うよう十分配慮すること。

なお、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具を交付することができる。

(6) 修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理することができる。

(7) 交付の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は交付要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして、交付の対象とすることは、差し支えないこと。

(8) 処方及び適合判定

補装具の処方及び適合判定において、身体障害者更生相談所の業務として行う技術検査には以下の三つのプロセスがある。処方及び適合判定における医学的評価の概要は表1-7のとおりである。

ア 処方判定

判定医が、障害者の身体特性を中心に現症を診断した上で、社会的、職業的条件などを参照して補装具の必要性を確かめて選定する。補装具の選定にあたっては、主治医の意見や市町村の希望を単に追認することなく、あくまでも専門的な観点から進められていくべきである。選定された補装具のうちで試すことが可能な種目においては、実際に装用（試用）してもらい、調整を行う。その際には、障害者に対して補装具の必要性や使用方法を説明するとともに、障害者の経験による意見を取り入れることが望ましい。補装具の選定や調整は、使用する障害者の生活様式をも含めて判断されるべきであり、単に医学的な適応のみで判断されることのないように留意すべきである。補装具の調整などが確定した場合は、補装具製作業者に補装具の名称・型式・基本構造・完成用部品・付属品等を記載した処方箋を発行する。

イ 仮合せ

構造上、基本的工作物として作製されているものについて、身体の適合性を中心に、材質、工作法、操作法について検査する。指針では、仮合せを必要とする品目は、義肢、装具、座位保持装置とされているが、必要に応じて他の品目でも行うことが望ましい。

ウ 適合判定

適合判定を行う際は、補装具の給付を受ける者、医師、補装具製作技術者、市町村職員、身体障害者福祉司等の関係者立会いのもとに行う必要がある。

適合判定は、補装具が最終的に処方どおり作製（調整）されているかどうかを確認する。さらに、完成したものを実際に障害者本人に試用してもらい、身体と補装具の適合性、補装具の物理的構造と部品調整の具合、補装具の操作性などを確認する。

補装具のなかには、その適合いかんによって、日常生活や社会生活に重大な影響を及ぼすものや、専門医の助言や判定を必要とするものがある。特に義肢や装具、座位保持装置はその性質上、仮合せ及び完成時の適合判定は、身体障害者更生相談所において必ず行わなければならないものである。万一これらが省略されると、補装具の知識のない障害者にあってはそれが適合しているかどうかの判断ができないこととなる。義肢、装具及び座位保持装置の適合判定は、軸位及び切断端とソケットとの適合状況、または固定・免荷・矯正等装具装着の目的に対する適合状況、安定した姿勢の保持状

表1-7

処方及び適合判定における医学的評価

補装具の給付品目	処方における医学的評価	仮合せ・適合判定における医学的評価
〔肢体不自由者関係〕		
義肢	身体機能評価、断端評価を行い、医師の診断のもとに義肢の選定及び処方を行う。	義肢が処方通りに作製されているか確認する。また、アライメント、形状及び外装、部品調整の状態（継手、懸垂など）、動作（異常歩行の有無など）、断端の状態（傷、発赤など）、ソケットの適合状態について確認する。
装具	身体機能評価を行い、医師の診断のもとに装具の選定及び処方を行う。	装具が処方通りに作製されているか確認する。また、形状、動作（異常歩行の有無など）、皮膚の状態（傷、発赤など）について確認する。
座位保持装置	麻痺の状態、変形などの身体機能評価、座位機能などの起居動作評価を行い、医師の診断のもとに座位保持装置の選定及び処方を行う。	座位保持装置が処方通りに作製されているか確認する。また、形状、皮膚の状態（傷、発赤など）、座位状態の確認をする。
車いす	麻痺の状態、筋力などの身体機能評価、座位機能などの起居動作評価を行い、医師の診断のもとに車いすの選定を行う。選定された車いすの試乗を行い、製作寸法、特別調整、操作性の確認をし、処方する。	車いすが処方通りに作製されているか確認する。また、走行性について確認する。
電動車いす	麻痺の状態、筋力などの身体機能評価、座位機能などの起居動作評価及び視力、聴力、知的判断能力などの操作上での安全性評価を行い、医師の診断のもとに電動車いすの選定を行う。選定された電動車いすの試乗を行い、製作寸法、特別調整、	電動車いすが処方通りに作製されているか確認する。また、走行性について確認する。

	操作性の確認をし、処方する。	
頭部保護帽	麻痺の状態、筋力などの身体機能評価、立位、歩行状態などの起居動作評価を行い、医師の診断のもとに頭部保護帽の処方を行う。	頭部保護帽が処方通りに作製されているか確認する。
[視覚障害者関係]		
眼鏡（弱視眼鏡）	視力検査、視野検査等により残存視機能を評価し、医師の診断とともに眼鏡の選定を行う。選定された眼鏡の実用性を評価し、装用者本人の希望を取り入れながら調整し、処方する。	眼鏡が処方通りに調整されているか確認する。
[聴覚障害者関係]		
補聴器	聴力検査等により障害の程度を評価し、医師の診断のもとに補聴器の選定を行なう。選定された補聴器の実用性を評価し、装用者本人の希望を取り入れながら調整し、処方する。	補聴器が処方通りに調整されているか確認する。また、付属品（イヤーモールド）がある場合は、音漏れ等の問題がないか確認する。

況、さらに使用材料、工作法、操作法の確実性について検査し、併せて外観、重量及び耐久力についても考慮する必要がある。

補聴器や眼鏡についても、処方通りでないことやメーカーによる機種の違いがあること、さらには、使用方法によって著しく不適合を起こしかねないことなどから、できる限り適合判定を行うことが望ましい。

電動車いすやオーダーメイドの車いすについては、本人に来所してもらい、処方どおりか、また、本人の希望が満たされているかどうか、試乗してもらうことが必要である。電動車いすについては、操作能力について検証する必要がある。

補装具が処方どおりでなかつたり、不適合があれば、完成の段階であっても、十分満足できるまで、再製作（再調整）、修正を指示しなければならない。補装具が処方どおりで、適合も十分で、本人も満足している場合、初めて適合と認めることとなる。したがって、基本的には身体障害者更生相談所が最終的な完成の段階まで確認しなければならないが、場合によっては申請者の利便性を考慮し、軽微な修正については市町村による修正結果の確認で交付されることもあり得る。その際には、身体障害者更生相談所と市町村との十分な連絡が必要となる。

また、適合判定の際には、原則として市町村担当者が立ち会うこととなっているが、判定依頼を受けて判定を行っている当然の帰結として、どのような適合状態の補装具が交付されたのか文書等で市町村へ知らせるべきである。

補装具の交付後には、本来目的のために効果的に使用されているかどうかフォローするために、補装具の使用状況調査をすることが望ましい。

(9) 装着訓練及び実施観察

装着訓練と実施観察は市町村の業務である。リハビリテーション医療が発達し、医療機関で十分な装着訓練を終えて退院するが、中には訓練が不十分なまま退院する者もいる。交付後に機能低下をきたし補装具を効果的に使用しきれない者もでてくる。市町村は交付した補装具について常に補装具担当職員等に装用状況を確認させ訓練を必要とする者を発見した場合は、身体障害者更生相談所と連携して、隨時、装着訓練に必要な計画を立て実行することとされている。装着訓練が必要な者は、処方・適合判定の過程においても発見される。発見した場合、身体障害者更生相談所は市町村に装着訓練の具体的な内容等を連絡し、市町村は連絡に基づき身体障害者更生相談所と連携して計画を立てる。

装着訓練に際しては、補装具の装着について熟練した者をモデルとして専門医の指導のもとに実施指導を行うことが効果的である。市町村の近隣に専門医がない場合

は身体障害者更生相談所の医師の指導も必要になる。また、身体障害者更生相談所に通所しての訓練も考えられる。

(10) 基準外補装具の交付と判定

市町村限りで交付の判断が可能な基準外の種目(歩行補助つえの一部)や付属品を除き、それ以外の基準外の補装具は身体障害者更生相談所の判定を経て交付される。基準外補装具については、以前は国との協議と承認が必要とされたが、地方分権一括法との関係で平成12年度から身体障害者更生相談所の判定で交付が可能となった。このような経過もあり、基準外交付の判定は補装具判定の中でも極めて重要な判定と位置づけられている。

告示の基準にないもの全てが基準外の補装具となる訳ではなく、基準外補装具は告示に定められた補装具の種目に該当するものであって別表に定められた名称、型式、基本構造等によることができない補装具とされている。従って、例えば、階段昇降機等告示に定められた補装具の種目に該当しないものは基準外補装具とはならない。また、交付要件も障害の状態、生活環境その他真にやむを得ない事情により交付する必要がある場合と限定されている。他に代替する補装具がなく、それがないと仕事ができない場合や日常生活能力を含めた生活の質が多大に向上する場合等である。

生活の質の向上の範囲や価格の上限等をどこまで認めるかについては社会的な合意が必要となる。医学的判断は身体障害者更生相談所で可能であるが、社会的合意の形成は身体障害者更生相談所だけではできない。基準外補装具の交付判定については、身体障害者更生相談所の専門職員の他に本庁職員や市町村の職員及び障害を持つ者の代表や有識者で構成される基準外補装具審査会を経て決定されるべきものである。

【補装具給付事務取扱指針】

第2 具体的事項

1 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準の運用について

(2) 基準外補装具の交付について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により告示に定められた補装具の種目に該当するものであつて、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具（以下「基準外補装具」という。）を交付する必要が生じた場合の取扱いは次のとおりとすること。

ア 基準外補装具の交付の必要性及び当該補装具に係る受託報酬の額等については、更生相談所（身障法第9条第5項に定める身体障害者更生相談所をいう。以下同じ。）又は指定育成医療機関（児福法第20条第4項に定める指定育成医療機関をいう。以下同じ。）若しくは保健所（児福法第18条の3第3項の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所をいう。以下同じ。）（以下「更生相談所等」という。）の判定に基づき市町村が決定するものとする。

イ なお、身体障害児に係る補装具の交付に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

(11) 他法他施策と補装具給付制度との関係

身体に障害があるすべての者が身体障害者福祉法による補装具の給付制度を利用できるわけではない。障害の状態や、受傷の原因や年齢、加入している若しくは加入していた年金保険制度等の違いにより、身体障害者福祉法での補装具の交付を受けられない場合がある。取扱指針では他法の規定で補装具の給付等が受けられる場合は、身体障害者福祉法に優先して、関係各法にて給付等を受けるようになっている。医療保険を除く他法各法の給付種目等は表1-8のとおりである。他法において補装具の種目としてはあるが申請者の状況に合う型式がない場合（厚生年金保険法には電動車いすの中の電動リフト式普通型はない）、併給制限等の給付制限がある場合等は身体障害者福祉法での交付となる。

ア 他の交付（給付）制度との関係

(7) 医療保険制度

表1-8 補装具の支給体系一覧表

社会保障区分	労災ファンド			
制度	労働者災害補償保険	公務員災害	公共企業体	船員保険
法律	労働者災害補償保険法	国家公務員災害補償法 地方公務員災害補償法	労働協約	船員保険法
条項・規則・要綱等	29条保険施設取扱規定	人事院規則16-3 国公災22、23条 地方災47条	—	57条-2および福祉施設実施要綱
制度名	労働福祉事業	福祉事業	—	福祉事業
経営・運営主体	政府	政府 地方公務員災害補償基金	各企業体	政府
所管機関	労働局	人事院 地方自治体	—	船員保険会
窓口	労働基準監督署	人事担当部局	—	地方社会保険事務局 社会保険事務所
給付資格	障害給付を受給し、または受給したことがある者 「労災障害者」	退職後の支給なし	退職後の支給なし	船員保険被保険者または被保険者であった者および保険給付を受ける者、受けれる見込みのある者
補 装 具 の 種 類	義肢	○	(左に準ずる)	○
	装具	○		○
	座位保持装置	○		
	座位保持いす			
	起立保持具			
	頭部保持具			
	排便補助具	○		
	頭部保護帽			
	歩行器	○		○
	歩行補助杖	○		○
	尿器	○		○
	車いす	○		○
	電動車いす	○		○
	盲人安全つえ	○		
	義眼	○		
	眼鏡	○		○
	点字器	○		
	補聴器	○		○
	人工喉頭	○		
	ストマ装具			
	その他	かつら等		—
費用負担の有無	無	無	無	無
処方・適合検査・その他の摘要等	労災病院 義肢探型指導医 (骨格義肢は講習受講者)	実施機関に一任		船員保険、社会保険病院 および厚生年金病院
製作業者の指定	無	実施機関に一任		無

社会保障区分		年金ファンド	社会福祉ファンド		
制度	厚生年金保険		戦傷病者援護	身体障害者福祉	児童福祉
法律	厚生年金保険法		戦傷病者特別援護法	身体障害者福祉法	児童福祉法
条項・規則・要綱等	79条厚生年金保険福祉施設、厚生年金実施規定・事務取扱手続	21条・政省令	20条・告示・局長通知	21条-6・告示・局長通知	
制度名	福祉施設	補装具支給	補装具支給	補装具支給	
経営・運営主体	政府	政府	政府	政府	
所管機関	厚生團・厚生年金病院	都道府県	市町村	市町村	
窓口	社会保険事務所	都道府県	市町村	市町村	
給付資格	(1)被保険者または被保険者であった者で障害受給を受けた者または受ける見込みのある者 (2)年金受給者	法施行令別表の規定に該当する者	身体障害者手帳所持者(18歳以上)	身体障害者手帳所持者(18歳未満)	
補 装 具 の 種 類	義肢	○	○	○	○
	装具	○	○	○	○
	座位保持装置		○	○	○
	座位保持いす				○
	起立保持具				○
	頭部保持具				○
	排便補助具				○
	頭部保護帽		○	○	○
	歩行器	○	○	○	○
	歩行補助杖		○	○	○
	収尿器		○	○	○
	車いす	○	○	○	○
	電動車いす	○	○	○	○
	盲人安全杖		○	○	○
	義眼		○	○	○
	眼鏡		○	○	○
	点字器		○	○	○
	補聴器	○	○	○	○
	人工喉頭		○	○	○
	ストマ装具		○	○	○
	その他	—	—	—	—
費用負担の有無	無	無	有	有	
処方・適合検査・その他の摘要等	厚生團経営の厚生年金病院	都道府県知事への委任	身体障害者更生相談所	育成医療指定保健所・同医療機関	
製作業者の指定	厚生年金病院および指定製作・修理所	都道府県知事への委任	地方自治体指定	地方自治体指定	

国民健康保険法、健康保険法、老人保健法、船員保険法及び各種組合法等により、治療上必要な場合、治療用装具や練習用仮義足等が療養費払いにより支給される。身体障害者福祉法で給付できるのは、治療や訓練が終了した後に、職業や日常生活の能率の向上を図るために使用する更生用の補装具であり、治療や機能回復訓練等に使用する補装具は医療保険にて給付される。機能回復訓練の段階であっても医療保険の給付対象になっていない義手や足根中足義足、足指義足は身体障害者福祉法での給付となる。

なお、医療保険に加入していない者については、生活保護法の医療扶助で治療用装具や練習用仮義足が給付される。

(イ) 労働災害補償制度

通勤災害を含めた業務上の事故や疾病等に対する雇用者側の補償で、労働者災害補償保険法、公務員災害補償法、船員保険法がある。

これらにおいては、治療段階では、医療保険制度と同様に治療用装具や練習用仮義足の療養費払いを行うとともに、症状固定後において一定の障害を有する者（障害年金や障害一時金等の受給者や若しくはこれらを申請中の者）に補装具が給付される制度である。労働者災害補償制度と厚生年金保険法とが競合する場合は、労働者災害補償制度が優先される。

なお、船員保険法は特殊な制度で災害補償制度と医療保険制度の両方の機能を有している。業務上の負傷や疾病であるか否かによって、災害補償制度の機能が適用されるか医療保険制度の機能が適用されるかになる。

(ウ) 年金保険制度

厚生年金保険法は、被保険期間中に発生した事故や疾病で障害を受けた者（障害年金や障害手当金の受給者、若しくはこれらを受け得る見込みのある者）や老齢年金、遺族年金を受給している者等に補装具が給付される制度である。

障害年金や障害手当金を受け得る見込みのある者とは、障害年金や障害手当金を請求できるに至った時点の者とされている。

(エ) 社会福祉制度

社会福祉制度による関連他法としては戦傷病者特別援護法がある。戦傷病者特別援護法は、第二次世界大戦に従軍した際の外傷や疾病で障害を受けた者に補装具が給付される制度で、国家補償であり申請者に対する費用徴収はない。給付については、身体障害者更生相談所の判定が必要となる。

イ 介護保険法との関係

介護保険法は給付制度とは異なり、一定の要件に該当する場合に居宅サービスと

しての福祉用具の貸与等が受けられる制度である。介護保険は40歳以上の者が強制適用される保険である。介護保険は65歳以上の第1号被保険者と、医療保険に加入している40歳以上65歳未満の第2号被保険者からなっている。

福祉用具の貸与には要介護認定が必要となる。65歳以上の第1号被保険者は全員要介護認定を受けられるが、第2号被保険者は特定疾病でないと要介護認定は受けられない。要介護認定でその状態が要支援又は要介護と認定されると車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（つえを除く）等の福祉用具の貸与が受けられる。

（表1－9参照）

介護保険で福祉用具が貸与される者は、原則的には身体障害者福祉法で給付されないが、介護保険で貸与される福祉用具は通常、標準的な既製品の中から選択することになるため、身体状況等から既製品で対応できない場合がある。その際には、身体障害者更生相談所が障害の状況にあわせ個別に製作する必要があるかどうか判断し、必要と判断した場合は、身体障害者福祉法に基づく補装具の交付制度（以下「補装具交付制度」という。）での給付となる。

介護保険で福祉用具の貸与を受けられる者（第1号被保険者、特定疾病に罹患した第2号被保険者）で施設に入所していない者については、まず介護保険で要介護認定を受け介護サービス計画（ケアプラン）において、介護保険の対象となる福祉用具の中から選択することを検討する。検討した結果、身体状況や補装具の利用実態等からみて明らかに介護保険の対象となる福祉用具で対応できない場合、あるいは、介護保険の福祉用具で対応すべきか否か明確でなく医学的判断を求めが必要と判断される場合には、補装具の交付申請を行う。申請を受理した市町村は、身体障害者更生相談所の判定に基づき要否を検討する。（図1－7）

ただし、身体の状況からみて明らかに既製品では対応できず、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、介護保険の検討を要せず、補装具給付制度において、更生相談所の判定等に基づき、その要否の検討を行うことになる。すでに所有している補装具の再交付については、上記に準じて行うことになる。また、既に所有している補装具の修理については耐用年数が経過するまでの間、補装具給付制度で修理を行う。医療保険に加入していない40歳以上65歳未満の生活保護受給者については、特定疾病による障害であっても補装具交付制度による交付となる。

介護保険により貸与された福祉用具を使用していた者の身体状況が変化し、当該福祉用具を使用できず、補装具が必要となった場合には、補装具交付制度による対応となる。介護保険の福祉用具は居宅サービスであるため介護保険で定める介護者

表1-9 介護保険福祉用具（補装具と共通する品目）と特定疾病

車いす	自走用標準車いす	日本工業規格T9201-1998のうち自走用に該当するもの、準ずるもの 座位変換型を含み、自走用スポーツ型及び自走用特殊型のうち特別な用途（要介護者等が日常生活の場面以外で専ら使用することを目的とするもの）の自走用車いすは除かれる
	普通型電動車いす	日本工業規格T9203-1987に該当するもの、準ずるもの 方向操作機能はジョイスティックレバー、ハンドルによるものが含まれる 各種のスポーツのために特別に工夫されたものは除かれる
	介助用標準型車いす	日本工業規格T9201-1998のうち介助用に該当するもの、準ずるもの 座位変換型を含み、浴用型および特殊型は除かれる
車いす付属品	クッションまたはパッド	車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る
	電動補助装置	自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、当該電動装置の動力により、駆動の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る
	テーブル	車いすに装着して使用することが可能なものに限る
	ブレーキ	車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る
歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る ・二輪、三輪、四輪のものにあっては、体の前及び左右を固む把手等を有するもの ・四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させことが可能なもの	
歩行補助つえ	松葉つえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖に限る	
特定疾病		
①筋萎縮性側索硬化症 ③骨折を伴う骨粗鬆症 ⑤初老期における痴呆 ⑦脊柱管狭窄症 ⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症 ⑪パーキンソン病 ⑬慢性関節リウマチ ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症		
②後縦靭帯骨化症 ④シャイ・ドレーガー症候群 ⑥脊髄小脳変性症 ⑧早老症 ⑩脳血管疾患 ⑫閉塞性動脈硬化症 ⑭慢性閉塞性肺疾患		